

税理士への失業保険給付を求めて裁判を提起

神戸会 伊 東 榎 春

このたびハローワークの2つの処分について裁判を提起しました。

一つは、補助税理士として勤務していた先を退職した際、税理士の登録制度上やむを得ず開業税理士に登録変更していたことにより、実質的に失業していたにもかかわらず、失業状態ではないとして基本手当の受給資格がないとされた処分に対してです。

もう一つは、採用後短期間で一方的に不当に解雇されたにもかかわらず、その解雇による離職票を、受給資格の認定に係る離職票としては扱わないとして受給資格を認めないものとした処分です。

私は2009年に税理士試験に合格し、翌2010年5月、25年勤めた大阪ガスを退職、開業税理士の営む会計事務所へ転職、半年少し勤め補助税理士として登録して間もなく、転換により同年11月下旬退職しました。

事務所経験が浅いので、引き続き他の開業税理士の下で働きたいと思い、就職活動中の登録をどのようにしたら良いか近畿税理士会に相談に行ったところ、「補助税理士が退職したら税理士法人の社員税理士になるか、開業税理士になるか登録を廃止するしかなく、廃止した場合の再登録は新規登録の時と同じ手

続き・費用が必要である」との指導を受けました。また、日税連の当時のHPに開示されていた「税理士登録・開業の手引」においても、再登録を含む登録において必要な書類として、実務経験証明書類と証明者の印鑑証明書が必要である旨が記載されていました。なお、2012年3月に、この手引は改訂され、現在では実務経験を証明する書類の提出は省略できることになっているようです。(ただ、重要な変更であるにもかかわらず、そのように取り扱いを変更した旨のコメントや、会員への周知がほとんどなされていないことは極めて不適切ではないでしょうか。)

私の場合、それまでの事情により、再登録の場合にスマーズに再度証明をもらえるか不安でしたし、たとえそれがスマーズに行つたとしても申請から登録まで2、3か月かかるので就職活動をするのに即戦力ではなくって不利になると想い、登録廃止はせずにやむを得ず開業税理士に登録変更しました。

ハローワークで事情を説明して基本手当の受給申請をしましたが、ハローワークはあくまで形式主義にとらわれ開業税理士の登録がある以上、失業ではなく受給資格がないという処分をしました。

さらに約半年後の2011年6月15日、別

の税理士事務所に採用されましたが、私が、その税理士の小声を聞き取れず度々聞き返したこと、「障がい者なのに面接の時に言わなかった」と非難され、採用からわずか13日目の6月27日に一方的に解雇されました。これについては団体交渉と労働審判を経て同年12月15日に約3か月分の給与相当の金銭を先方が私に支払って雇用契約終了という勝利的和解をし、補助税理士の登録の状態でハローワークに行くと6月27日離職の離職票は被保険者であった期間が短いので対象となりず前の離職票を使うので離職から1年以上を経過しており受給資格がないという処分を受けました。しかし法律、政令、省令、通達にもそのような取扱いではなく、内部規定でありその規定も内部文書なので交付はおろか提示もできないとのことでした。

これらの二つの処分についての審査請求、再審査請求がいずれも棄却されたのでこの度裁判を起こしました。

仮にこの裁判に勝訴しても、そのかける労力や時間等に比べ、得られる経済的利益は必ずしも大きくないかもしません。しかし、私一人だけの問題ではなく、前者については、補助税理士はもとより土業に登録しつつ雇われて働いている人すべてに、後者については、この長引く不況の中不安定な雇用状態における人すべてに共通の問題だと思い、昨年12月25日付けで訴訟に踏み切りました。提訴の後、ほどなく厚生労働省が職業安定局長通達で、今年2月1日から、土業関係の

失業給付の取り扱いを変更しました。

すなわち、これまで、職業安定所(厚労省)は、公認会計士、税理士、弁護士、社会保険労務士、弁理士など(いわゆる士業)の資格を持つ人が、労働者として勤務していた事業所を退職して登録している場合、個人事業を営んでいるも、法律の規定に基づいて名簿や登録簿などに登録している場合、個人事業を営んでいると一律に判断し、失業中に支給される雇用保険の基本手当(失業給付)の支給対象にしてこなかったものを、今後は開業や事務所に勤務している事実がないことが確認できる場合は、一般の労働者と同じく、雇用保険の受給資格決定を受けることを認めるよう扱いを変更しました。

一連の経過に鑑みれば、厚労省は、裁判で争ったあげくに扱いを変更した場合の「格好の悪さ」を回避するために、第1回期日の前に急いでこの通達を出したものであろう、と言わざるを得ません。しかし、それなら、従前の扱いを変更した理由や従前の扱いが不適切であったことをきちんと総括して外部に公表するとともに、過去に遡って救済の道を開くべきです。

この提訴と取扱い変更について、毎日新聞大阪本社発行の昨年12月22日付け朝刊と今年2月2日付け夕刊に掲載されました。この記事はインターネットでもそれぞれ、「失業保険：退職した補助税理士、資格なし 大阪・豊中の50歳男性、行政訴訟へ」「税理士雇用問題：税理士にも失業給付 被雇用者増加、国が扱い変更」という題で、閲覧できますのでどうぞご覧ください。

取扱い変更により一つ目の処分については審査請求や提訴の大きな目的は達せられましたが、過去に遡って適用されず、私との裁判では国は答弁書で争う姿勢を見せていました。これは取扱い変更に踏み切ったことと矛盾した態度であり、過去の誤りの繰り返しと言わざるを得ません。国は、率直に過去の誤りを認めるべきです。裁判所には、取扱い変更の趣旨に沿った判断を判例として確立するよう求めています。

二つ目の処分については、不況で使用者が労働者に対して強い立場にある中、採用したが気に入らない労働者を解雇する際、労働基準法上、試用期間中 14 日を超えると解雇预告手当の支給が必要になることにより、15 日未満で解雇しようという動機を起こさせる状

況があります。そのように短期間で解雇された労働者を、離職という事実があるにもかかわらず、それを無視するような行政取扱いは雇用保険法の趣旨に照らして不當である、という点を強く訴え、今後の取扱い変更を勝ち取りたいと思います。

裁判は第 1 回の公判が 3 月 7 日に大阪地裁で行われました。私が意見陳述を行いましたが、国側は、詳細な答弁書の提出を 2 か月後に先送りするという態度に出てきて、実質的な審理は次回 5 月 14 日からということになります。

是非みなさんのご理解、ご支援をお願いいたします。

(いとう・ひろあき)